

静岡県教育委員会告示第34号

会計年度任用職員の給与等に関する条例第9条第3項に規定する報酬の基本額等（令和2年静岡県教育委員会告示第3号）の一部を次のとおり改正したので、告示する。

令和7年10月10日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

改正前				改正後			
別表第 1 （略）				別表第 1 （略）			
職員の区分		報酬の基本額 (時間額)		職員の区分		報酬の基本額 (時間額)	
(略)				(略)			
県立学校 に勤務す る職員	(略)			県立学校 に勤務す る職員	(略)		
	スクール・サポ ート・スタッフ	<u>1,034円</u>			スクール・サポ ート・スタッフ	<u>1,097円</u> <u>(ただし、本県地域別 最低賃金（以下「最低 賃金という。」の引上げ により最低賃金を下回 ることとなった場合 は、下回ることとなっ た日の属する月の初日 から引上げ後の最低賃 金の額を報酬の基本額 とする。）」</u>	
	(略)				(略)		
小学校等 に勤務す る職員	(略)			小学校等 に勤務す る職員	(略)		
	学び方支援サポ ーター	<u>1,034円</u>			学び方支援サポ ーター	<u>1,097円</u> <u>(ただし、最低賃金の 引上げにより最低賃金 を下回ることとなった 場合は、下回ることと なった日の属する月の 初日から引上げ後の最 低賃金の額を報酬の基 本額とする。）」</u>	
	スクール・サポ ート・スタッフ	<u>1,034円</u>			スクール・サポ ート・スタッフ	<u>1,097円</u> <u>(ただし、最低賃金の 引上げにより最低賃金</u>	

					を下回ることとなった場合は、下回ることとなった日の属する月の初日から引上げ後の最低賃金の額を報酬の基本額とする。)
	小 1 スマイルサポーター	<u>1,034円</u>		小 1 スマイルサポーター	<u>1,097円</u> (ただし、最低賃金の引上げにより最低賃金を下回ることとなった場合は、下回ることとなった日の属する月の初日から引上げ後の最低賃金の額を報酬の基本額とする。)
次の各号のいずれも満たす職員 (1) (略) (2) 条例第 9 条第 2 項に規定する報酬の基本額が <u>本県地域別最低賃金</u> (以下「最低賃金」という。)の額を下回る職員			(略)	次の各号のいずれも満たす職員 (1) (略) (2) 条例第 9 条第 2 項に規定する報酬の基本額が最低賃金の額を下回る職員	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、令和 7 年11月 1 日から施行する。